



教育長	次 長	課 長	係
富 崎	田 中		

23 高教政第 1112 号
平成 23 年 10 月 11 日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育委員会事務局 教育政策課長
(公 印 省 略)

子ども手当に係る認定事務の取扱いについて（通知）

平成 23 年 10 月 1 日（以下「施行日」という。）以降の子ども手当に係る制度の概要については、平成 23 年 10 月 4 日付け 23 高教政第 1071 号「平成 23 年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の施行について（通知）」（以下「子ども手当通知」という。）にて通知したところでありますが、詳細な認定事務について下記のとおり取り扱うこととしましたので通知します。

つきましては、管内学校に対して周知いただきますようお願いいたします。

記

1 認定請求書の提出が必要な職員

ア 施行日において現に子ども手当の支給要件に該当している全ての職員

※特別措置法による新たな制度となるため、現在、受給している職員も含め、全ての職員が認定請求する必要があります。

イ 施行日から平成 24 年 2 月 29 日までの間に、未成年後見人、父母指定者、同居優先等、新たな支給要件に該当するに至った職員

ウ 施行日以降に子どもの出生等により新たに支給要件に該当になった職員又は増額対象となった職員【経過措置による猶予期間がないため速やかな届出が必要】

2 経過措置について

ア 1-アについては、経過措置の適用により、平成 24 年 3 月 31 日までの間に認定請求をした場合は、平成 23 年 10 月分から支給

イ 1-イについては、経過措置の適用により、平成 24 年 3 月 31 日までの間に認定請求をした場合は、新たに支給要件に該当した日の翌月分から支給

ウ 1-ウについては、経過措置の適用を受けないため、新たに支給要件に該当した日の翌月分から支給（支給要件に該当した日から 15 日以内に認定請求を行った場合のみ）

3 事務手続きについて

(1) 提出部数や処理の流れについては、従来の新規申請手続きと同様です。

(2) 様式は「子ども手当認定等請求書（届）」（様式第 1 号）とします。

(3) 添付書類は、以下のとおりとします。

ア 世帯全員の住民票の写し（世帯主氏名、続柄を省略していないものが必要）

※18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもを別居監護している場合は、当該全ての子供について、当該子どもの属する世帯全員の住民票の写しが必要（児童手当と同様に、支給対象となる子どもが何番目に該当するかの確認のため）

イ 単身赴任等で子どもと別居している場合又は、実子でない子どもを養育している場合は「監護・生計同一（維持）申立書」（様式第2号）

ウ その他必要に応じて指定する書類

※具体的な添付書類については、子ども手当通知第2の1(2)を参照

4 認定請求書の記載方法

別添記載例を参照してください。

<記載例1>

施行日において子ども手当の支給要件に該当する職員（現在、子ども手当を受給中）が、引き続き10月分から受給するため認定請求を行う場合

<記載例2>

施行日において子ども手当の支給要件に該当する職員（現在、子ども手当を受給中）が、引き続き10月分から受給するための認定請求と併せて、施行日以降に出生した子どもの増額改定の認定請求を同時に行う場合

※このケースでは10月に子どもが出生しているため、認定請求を同時に行っていますが、引き続き受給するための認定請求と、増額改定請求は別々に行っても差し支えありません。

※このケースの請求にあたっては、別添【様式第1号（改）】を使用することもできます。支給開始月等が異なるため、決定内容欄を二段にしています。

<その他>

記載例に記入しているとおり、経過措置が適用される対象となる子どもについては備考欄に「経過措置対象子ども ○○ ○○」と必ず記載してください。

5 その他

- (1) 新たな支給要件に関係するものとして、①子どもが海外に留学中である、②子どもが児童養護施設等に入所している、③父母指定者となり孫を養育する、④配偶者（子ども手当受給中）と離婚協議中で別居しているが、子どもと同居しているため、「同居優先」により新たに受給要件に該当する、等が考えられますが、非常に稀なケースだと思われますので、該当する職員がいる場合は、個別に教育政策課担当者にお問い合わせください。

(2) ほとんどの職員が経過措置の対象となり、猶予期間が平成 24 年 3 月 31 日までとなりますが、届出の失念等のおそれもありますので、速やかに事務処理を行ってください。

Q&A

問1 なぜ全ての者について認定請求が必要なのですか。

(答)

特別措置法により、子どもに対する国内居住要件を設けるなど、支給要件等の変更が行われることから、これまで受給者であった者が、10月以降必ずしも受給者とならない場合があるため、支給対象となり得る全ての者から認定請求をしてもらい、支給要件を判断することが必要となるからです。

問2 子どもの出生等により、23年9月中に現行の子ども手当の認定請求があった場合、認定事務はどのように行えばよろしいですか。

(答)

10月分から支給となる場合の取扱いは、現行の子ども手当の認定請求として受け付けたうえで、今回の特別措置法に基づく認定請求書とする旨の職員の意思を確認し、併せて、特別措置法に規定される支給要件を確認したうえで、認定を行うこととして差し支えありません。

その場合は、認定請求書の備考欄に「本請求をもって特別措置法に基づく子ども手当の認定を行うこととする。(〇月〇日 請求者承認済み)」と記入すること。

なお、9月中に子どもが生まれた場合、経過措置により、15日以上経過しても、平成24年3月31日までに請求を行えば、23年10月分から受給できることとなります。

問3 「同居優先」の要件が適用されるケースと適用されないケースを具体的に教えてください。

(答)

「同居優先」については、父母が別居し、当該父母が生計を同じくしない場合に、子どもの生計を維持する程度に関わらず、子どもと同居している者に適用されることとなります。適用・不適用の具体的なケースについては、以下のとおりとなります。

(適用されるケース)

離婚協議中である父母が別居しているような場合は、当該父母は生計を同じくしないものと考えられ、この場合、子どもの生計を維持する程度に関わらず、同居している者に支給することとなります。

(適用されないケース)

仕事上の出張や転勤等で父又は母のいずれかが単身赴任しているような場合は、別居後も父母は生計を同じくしているものと考えられ、この場合、同居する者ではなく、生計維持の程度の高い者に支給することになります。

問4 「同居優先」が適用されるのは、離婚協議中で別居している場合とのことですが、その事実をどのように確認すればよいですか。

(答)

請求者（子どもと同居している者）からの申立て及び申立てに係る事実を証明する書類を提出してもらうことにより確認することとなります。

具体的には、配偶者と別居していることや離婚協議中であることなどを申し立ててもらったうえで、当該事実を証明する書類として、離婚協議申し入れに係る内容証明郵便の謄本、調停期日呼出状の写し、家庭裁判所における事件継続証明書、調停不成立証明書の写し等を添付してもらうことで確認することとなります。

問5 離婚協議中で父と別居をしているが、父から生活費を受け取っているような場合でも「同居優先」が適用されますか。

（答）

このようなケースであっても、離婚協議中で別居しているような場合は、生計を同じくしないと認められるため、子どもと同居している者を認定して差し支えありません。

子ども手当認定等請求書 (届)

平成 年 月 日提出

新たな制度になりますので、「認定」になります。

請求者 (届出者)		所属	〇〇市立〇〇小学校		職	教諭	職員番号	123456	所属長 認 印
様		氏名	高知 太郎 印	性別	男	生年 月 日	昭和 50 年 1 月 1 日	住所	高知市丸ノ内 1-2-3

請求・届出事由 ☒ 認定・増額改定・減額改定・氏名変更・住所変更・消滅・その他 ()

氏 名	続柄	性別	生年月日	同居 別居	海外留学をしてい る場合の出国年月	住 所	監護の 有 無	生計関係	非該当 年月日	非 該 当 事 由
高知 一郎	長男	男	H15.1.5	☒ 同・別			☒ 有・無	☒ 同一・維持		
				同・別			有・無	同一・維持		
							有・無	同一・維持		
							有・無	同一・維持		
							有・無	同一・維持		

認定請求猶予期間適用となった原因となる子どもの名を記載。
経過措置による届出とそれ以外の届出とを区別するために必要ですので、必ず記載してください。

※養育する 18 歳に達する日以後の最初の 3 月

配偶者	氏 名	高知 花子	職 業	無職
の状況	住 所	高知市ササノ 1-2-3		

備考 経過措置対象子ども (高知 一郎)

※ 決 定 通 知

決定内容	認定・却下 改定・消滅	支給開始又は 改 定 年 月	平成 年 月 日 から	月手当額	円	手当の額の基礎 となる子ども数	人	毎期支給額	円
決定理由	摘要					左記のとおり決定する。なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に高知県知事に対して審査請求をすることができます。			
	取扱 者印					平成 年 月 日 ☒			
認定者職氏名									

子ども手当認定等請求書 (届)

平成 23 年 10 月 20 日提出

認定と増額改定を同時
に行うため、両方を丸で
囲むこと

届出者 請求者		所属	〇〇市立〇〇小学校		職	教諭	職員 番号	1 2 3 4 5 6	所属長 認 印
氏名		高知 太郎	印	性 別	男	生年 月 日	昭和 50 年 1 月 1 日	住所	高知市丸ノ内 1-2-3

様

請求・届出事由 認定・増額改定・減額改定・氏名変更・住所変更・消滅・その他 ()

氏 名	続柄	性別	生年月日	同居 別居	海外留学をしてい る場合の出国年月	住 所	監護の 有 無	生 計 関 係	非該当 年月日	非 該 当 事 由
高知 一郎	長男	男	H15.1.5	同・別			有・無	同一・維持		
高知 二郎	二男	男	H23.10.7	同・別			有・無	同一・維持		
							有・無	同一・維持		
							有・無	同一・維持		
							有・無	同一・維持		

認定請求猶予期間適用となった原因と
なる子どもの名を記載。
経過措置による届出とそれ以外の届出
とを区別するために必要ですので、必ず
記載してください。(二郎は経過措置が
適用されないので記載不要)

※養育する 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間

配偶者	氏 名	高知 花
の状況	住 所	高知市丸ノ内 1-2-3

備考	経過措置対象子ども (高知 一郎)	
----	-------------------	--

※ 決 定 通 知

決定 内容	認定・却下 改定・消滅	支給開始又は 改定 年 月	平成 年 月 日 から	月手当額	円	手当の額の基礎 となる子ども数	人	毎期支給額	円
決 定 理 由	摘要								左記のとおり決定する。なお、この決定に不服のあるときは、この 通知書を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に高知県知事に対し て審査請求をすることができます。 平成 年 月 日
	取扱 者印								

認定者職氏名

印

